

○法務省令第三十三号

民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）を実施するため、不動産登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月二十八日

法務大臣 齋藤 健

不動産登記規則等の一部を改正する省令

（不動産登記規則の一部改正）

第一条 不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後

改正前

（裁判所への通知）

第八十七条 登記官は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、管轄地方裁判所にその事件を通知しなければならない。

（裁判所への通知）

第八十七条 登記官は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第七十条第十八号の規定により過料に処せられるべき者があることを職務上知ったときは、遅滞なく、管轄地方裁判所にその事件を通知しなければならない。

「号を加える。」

一 法第六十四条の規定により過料に処せられるべき者があることを職務上知ったとき（登記官が法第七十六条の二第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第四項の規定による申請をすべき義務に違反した者に対し相当の期間を定めてその申請をすべき旨を催告したにもかかわらず、その期間内にその申請がされないときに限る。）。

二 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第七十条第十八号の規定により過料に処せられるべき者があることを職務上知ったと

「号を加える。」

備考 表中の「」の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(船舶登記規則の一部改正)

第二条 船舶登記規則(平成十七年法務省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(不動産登記規則の準用)</p> <p>第四十九条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号から第七号まで、第五条から第九条まで、第十七条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第十八号まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第三十九条まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条(第三号イ(6)を除く。)、第四十八条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第一百条、第一百四十六条、第四十八条から第一百五十五条まで、第六十三号から第六十六号まで、第六十七号(第一項第三号ロ及びハを除く。)、第六十八号(第一項を除く。)、第六十九号(第一項を除く。)、第七十条、第七十五条、第七十六条(第三項を除く。)、第七十八号から第八十条まで、第一百八十一条(第二項第三号を除く。)</p>	<p>(不動産登記規則の準用)</p> <p>第四十九条 不動産登記規則第二条第一項、第三条第一号から第七号まで、第五条から第九条まで、第十七条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第十八号まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第三十九条まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条(第三号イ(6)を除く。)、第四十八条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第一百条、第一百四十六条、第四十八条から第一百五十五条まで、第六十三号から第六十六号まで、第六十七号(第一項第三号ロ及びハを除く。)、第六十八号(第一項を除く。)、第六十九号(第一項を除く。)、第七十条、第七十五条、第七十六条(第三項を除く。)、第七十八号から第八十条まで、第一百八十一条(第二項第三号を除く。)</p>

八十三条第一項第二号、第二項及び第四項、第八十四條から第八十六條まで、第八十七條第二号、第八十八條、第八十九條（第一項を除く。）、第九十條から第九十二條まで、第九十六條第一項第一号から第四号まで及び第二項、第九十八條、第二百二條第一項、第二百三條、第二百四條並びに第二百五條第二項及び第三項の規定は、船舶の登記及び製造中の船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定（第三十二條第一項、第六十五條第二項第五号イ、第六十八條第一項第五号イ、第一百十條、第八十一條第二項、第八十四條及び第八十五條第一項第一号イを除く。）中「不動産」とあるのは「船舶又は製造中の船舶」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

八十三條第一項第二号、第二項及び第四項、第八十四條から第八十八條まで、第八十九條（第一項を除く。）、第九十條から第九十二條まで、第九十六條第一項第一号から第四号まで及び第二項、第九十八條、第二百二條第一項、第二百三條、第二百四條並びに第二百五條第二項及び第三項の規定は、船舶の登記及び製造中の船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定（第三十二條第一項、第六十五條第二項第五号イ、第六十八條第一項第五号イ、第一百十條、第八十一條第二項、第八十四條及び第八十五條第一項第一号イを除く。）中「不動産」とあるのは「船舶又は製造中の船舶」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表 「同上」

（建設機械登記規則の一部改正）
 第三條 建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（不動産登記規則の準用） 第三十五條 不動産登記規則第二條第一項、第三條第一号から第七号まで、第五條、第十七條第二項、第十九條、第二十四條から第二十六條まで</p>	<p>（不動産登記規則の準用） 第三十五條 不動産登記規則第二條第一項、第三條第一号から第七号まで、第五條、第十七條第二項、第十九條、第二十四條から第二十六條まで</p>

、第二十七条第一項第一号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第十八号まで、第二十九条、第三十一条、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第三十九条まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ(6)を除く。）、第四十八条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第一百十号、第一百四十六号、第四百四十八号から第五百五十五条まで、第六百六十三号から第六百六十六号まで、第六百六十七号（第一項第三号ロ及びハを除く。）、第六百六十八号（第一項を除く。）、第六百六十九号（第一項を除く。）、第七百七十条、第七百七十五条、第七百七十六条（第三項を除く。）、第七百七十八条から第八十条まで、第八十一条（第二項第三号を除く。）から第八十二条の二まで、第八十三条第一項第二号、第二項及び第四項、第八十五条、第八十六条、第八十七条第二号、第八十八号、第八十九条（第一項を除く。）、第九十条から第九十二条まで、第二百二条第一項並びに第二百三条の規定は、建設機械の登記について準用する。この場合において、これらの規定（第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第九十条、第九十一条第二項及び第九十五条第一号イを除く。）中「不動産」とあるのは「建設機械」と、「登記記録」とあるのは「登記用紙」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表 「略」

、第二十七条第一項第一号、第六号及び第七号並びに第二項、第二十八条第一号、第五号から第八号まで、第十号及び第十五号から第十八号まで、第二十九条、第三十一条、第三十四条第一項第一号及び第六号から第八号まで、第三十五条第六号及び第八号から第十号まで、第三十六条から第三十九条まで、第四十一条から第四十六条まで、第四十七条（第三号イ(6)を除く。）、第四十八条から第七十二条まで、第九十二条第一項、第一百十号、第一百四十六号、第四百四十八号から第五百五十五条まで、第六百六十三号から第六百六十六号まで、第六百六十七号（第一項第三号ロ及びハを除く。）、第六百六十八号（第一項を除く。）、第六百六十九号（第一項を除く。）、第七百七十条、第七百七十五条、第七百七十六条（第三項を除く。）、第七百七十八条から第八十条まで、第八十一条（第二項第三号を除く。）から第八十二条の二まで、第八十三条第一項第二号、第二項及び第四項、第八十五条から第八十八条まで、第八十九条（第一項を除く。）、第九十条から第九十二条まで、第二百二条第一項並びに第二百三条の規定は、建設機械の登記について準用する。この場合において、これらの規定（第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第九十条、第九十一条第二項及び第九十五条第一号イを除く。）中「不動産」とあるのは「建設機械」と、「登記記録」とあるのは「登記用紙」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、民法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。